

北九州市自転車活用推進計画 (案)

令和2年12月

北九州市

目次

1. 計画の概要と背景

1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の区域・期間	1
1.3 計画の位置づけ	2
1.4 自転車活用推進法および国・福岡県の自転車活用推進計画	3

2. 自転車に関する北九州市のこれまでの取り組み

2.1 北九州市自転車利用環境計画の策定	6
2.2 自転車通行空間ネットワークの形成	7
2.3 駐輪環境の形成	8
2.4 自転車と公共交通との連携	10
2.5 自転車のルール・マナーの啓発	12
2.6 自転車の利用促進	14

3. 北九州市の自転車に関する現状と課題

3.1 地域特性	15
3.2 交通特性	18
3.3 自転車の利用環境	21
3.4 新型コロナウイルス感染症の拡大	32

4. 自転車の活用を推進するための計画目標 33

5. 目標を実現するための施策の展開 34

5.1 目標1 自転車を快適に利用できる環境づくり	
施策1 自転車通行空間ネットワークの形成	35
施策2 利用しやすい駐輪環境の形成	42
施策3 放置自転車対策の推進	43
施策4 シェアサイクル事業の推進	45
施策5 サイクル&ライドの促進	46
施策6 自転車利用の促進に関する情報発信の充実	47
5.2 目標2 自転車を活用した市民の健康づくり	
施策7 健康増進に関する広報・啓発	48
施策8 自転車貸出し施設の活用	49
施策9 自転車通勤の促進	50
5.3 目標3 自転車を活用した観光・賑わいづくり	
施策10 サイクルツーリズムの推進	51
施策11 シェアサイクル事業の推進【再掲】	53
5.4 目標4 自転車を安全・安心に利用できる環境づくり	
施策12 自転車通行空間ネットワークの形成【再掲】	54
施策13 自転車の安全利用に向けた市民の交通安全意識の向上	54
施策14 自転車保険の加入促進	59
施策15 自転車盗難の防止	60
施策16 災害時における自転車の活用	61

6. 計画の推進

6.1 指標	62
6.2 計画の推進と進捗管理	63

参考資料

策定体制
北九州市自転車利用に関するアンケート調査報告書

1. 計画の概要と背景

1.1 計画策定の趣旨

自転車は、経済的で環境負荷が低いうえ、その利用が健康づくりにも繋がるなど、様々なメリットを持つ乗り物です。また、その利用目的は通勤、通学、買い物、スポーツ、レジャーなど幅広く、多くの人々に利用されています。

このように手軽で身近な交通手段である自転車の利用促進を図るため、本市では、平成24年11月に「北九州市自転車利用環境計画」を策定し、自転車通行空間や駐輪施設の整備などのハード施策に加え、ルール・マナー教育、利用促進などのソフト施策に取り組み、自転車利用環境の向上を総合的に推進してきました。

こうした中、平成29年5月に、国は自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなどの新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」を施行しました。

この法律では、市町村は、国および県が策定した自転車活用推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない旨が規定されています。

そこで、本市の自転車に関する現状と課題を踏まえ、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「北九州市自転車活用推進計画」を策定するものです。

計画の策定にあたっては、国や県の自転車活用推進計画を勘案するとともに、これまでの北九州市自転車利用環境計画に基づく取り組みや成果を反映することとし、本市では、今後、本計画に基づき、自転車施策の推進を図っていきます。

1.2 計画の区域・期間

計画区域は、北九州市全域を対象とします。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

また、概ね5年後を目途に効果検証し、計画の見直しを行います。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、自転車活用推進法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画であり、国や福岡県の自転車活用推進計画を勘案し、本市の自転車施策における最上位の計画として定めるものです。

計画の策定にあたっては、本市の上位計画や北九州市自転車利用環境計画の取り組み、成果を反映するとともに、関連計画との連携・整合を図ります。

また、本計画では人口減少や高齢化に対応したコンパクトなまちづくりや公共交通の利用促進、CO₂の削減、市民の健康増進などに自転車を活用することとしています。こうした取り組みを通じて「北九州市SDGs未来都市」における本市のSDGs戦略の達成に資するものとなっています。

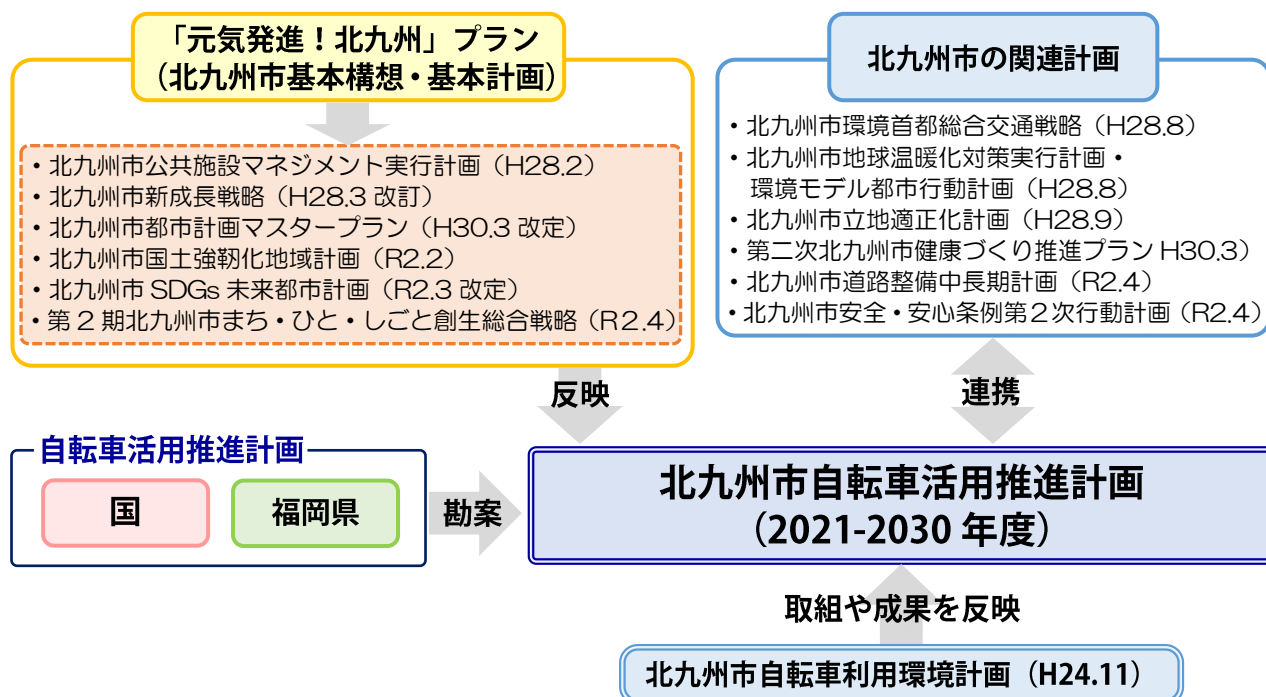


図 北九州市自転車活用推進計画の位置付け



・SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27年9月の国連のサミットで、全ての加盟国(193か国)が採択したよりよい世界を目指す「持続可能な開発目標」です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の目標、169のターゲット、232の指標が定められています。

図 SDGsの概要

図 北九州市におけるSDGs戦略
資料：北九州市SDGs未来都市計画

1.4 自転車活用推進法および国・福岡県の自転車活用推進計画

(1) 自転車活用推進法の施行

自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」（平成28年法律第113号）が平成29年5月1日に施行されました。同法第11条により、市町村は国や福岡県の計画を勘案して市町村自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならない旨が規定されています。

自転車活用推進法の概要①（平成28年12月16日公布・平成29年5月1日施行） 国土交通省

基本理念

- ・自転車は、**二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的**
- ・自動車依存の低減により、**健康増進・交通混雑の緩和**等、経済的・社会的な効果
- ・交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- ・交通安全の確保



自転車の活用を総合的・計画的に推進

国等の責務

- ・国 : 自転車の活用を**総合的・計画的に推進**
- ・地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、**実情に応じた施策を実施**
- ・公共交通事業者 : **自転車と公共交通機関との連携**等に努める
- ・国民 : 国・地方公共団体の**自転車活用推進施策への協力**

9

自転車活用推進法の概要②

 国土交通省

基本方針

以下の施策を重点的に検討・実施

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①自転車専用道路等の整備 | ②路外駐車場の整備等 |
| ③シェアサイクル施設の整備 | ④自転車競技施設の整備 |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発 |
| ⑨国民の健康の保持増進 | ⑩青少年の体力の向上 |
| ⑪公共交通機関との連携の促進 | ⑫災害時の有効活用体制の整備 |
| ⑬自転車を活用した国際交流の促進 | ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援 |

自転車活用推進計画

- ・政府 : 基本方針に即し、**計画を閣議決定**し、国会に報告
- ・都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車活用推進本部

- ・国土交通省に、自転車活用推進本部を設置
- ・本部長は国土交通大臣、本部長は関係閣僚とする

自転車の日・月間

- ・5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする

附則で定められた検討事項

- ・自転車活用推進を担う**行政組織の在り方の検討**・必要な法制上の措置
- ・自転車の運転に関しての**道路交通法違反行為への対応の在り方**
- ・自転車の運行により人の生命等が害された場合の**損害賠償保障制度**

10

資料：国土交通省自転車活用推進本部事務局_自転車活用推進法の施行（H29.5）

(2) 国の自転車活用推進計画の策定

我が国の自転車の活用に関する基本計画として、平成30年6月8日に「自転車活用推進計画」が閣議決定されました。

自転車を巡る現状及び課題が、「都市環境」「国民の健康増進」「観光地域づくり」「安全・安心」の4つの視点から整理されており、これらに対応する4つの目標とそれを達成するための18の実施すべき施策が定められています。

自転車活用推進計画の概要



1. 総論

(1) 自転車活用推進計画の位置付け
自転車活用推進法※に基づき策定する、我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画

(2) 計画期間
長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで

(3) 自転車を巡る現状及び課題

※自転車活用推進法（議員立法）
2016年12月9日成立
（衆・参とも全会一致）
2017年5月1日施行

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 自転車通行空間の計画的な整備の促進
【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数
【実績値】0団体(2017年度)→目標値 200団体(2020年度)
【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク構成市町村数
【実績値】1市町村(2016年度)→目標値 10市町村(2020年度)
2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
3. シェアサイクルの普及促進
【指標】サイクルポートの設置数 【実績値】852箇所(2016年度)→目標値 1,700箇所(2020年度)
4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
5. 自転車のI・O・T化の促進
6. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標2 サイクスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
10. 自転車通勤の促進
【指標】通勤目的の自転車分担率 【実績値】15.2%(2015年度)→目標値 16.4%(2020年度)

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
12. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出
【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数
【実績値】0ルート(2017年度)→目標値 40ルート(2020年度)

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率
【実績値】29.2%(2015年度)→目標値 40%(2020年度)
【指標】自転車乗用中の交通事故死者数※ 【実績値】480人(2017年度)→目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度) ※(13→17の関連指標)
14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
【指標】自転車技士の資格取得者数※
【実績値】80,185人(2017年度)→目標値 84,500人(2020年度) ※(13,14の関連指標)
15. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
16. 学校における交通安全教室の開催等の推進。
【指標】交通安全について指導している学校の割合
【実績値】99.6%(2015年度)→目標値 100%(2019年度)
17. 自転車通行空間の計画的な整備の促進（再掲）
18. 災害時における自転車の活用の推進

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

施策を着実に実施するため、計画期間中に国が講じる措置を一覧表に整理

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- (1) 関係者の連携・協力
- (2) 計画のフォローアップと見直し
- (3) 調査・研究、広報活動等
- (4) 財政上の措置等
- (5) 附則に対する今後の取扱方針
➢ 道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転者講習制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討
➢ 自転車の損害賠償については、条例等による保険加入を促進し、新たな保障制度の必要性等を検討

資料：国土交通省自転車活用推進本部事務局_自転車活用推進計画（H30.6）

(3) 福岡県自転車活用推進計画の策定

国の自転車活用推進計画や福岡県の自転車を取り巻く現状や課題を踏まえて、平成31年3月に福岡県は、「福岡県自転車活用推進計画」を策定しました。

第1章 総論 ● 計画策定の趣旨 行政機関はもとより、県民や交通事業者など、あらゆる関係者が協働して、自転車に関する施策を推進するために、本県の自転車を取り巻く現状や課題を踏まえ、「福岡県自転車活用推進計画」を策定 ● 推進計画の性格 自転車活用推進法に基づき、福岡県総合計画や福岡県交通ビジョン2017の部門計画として策定 ● 計画期間 2019年度から2021年度までの3年間	第4章 自転車活用推進計画の施策体系及び具体的な取組み 本県の自転車を取り巻く現状や課題、国の自転車活用推進計画（第3章）等を踏まえ、長期的視点で実現すべき目標を4つ定め、それぞれの目標を実現するため、具体的な取組みを展開する考え方を「施策の方向性」として整理 【目標1】自転車を快適に利用できるまちづくり [指標] 自転車ネットワーク計画の策定市町村数 (5市町村(2018年度) → 15市町村(2021年度)) [施策の方向性] 1 自転車通行空間の整備促進 2 自転車通行空間の確保と違法駐車取締り強化 3 放置自転車対策の推進 4 シェアサイクル等の普及促進 【目標2】自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進 [指標] 県や市町村等が行う自転車の魅力を体験する機会の提供回数(イベント開催数) (13回/年度(2018年度) → 20回/年度(2021年度)) [施策の方向性] 5 サイクルスポーツの普及促進 6 自転車による運動機会の提供 【目標3】自転車を活用した観光振興と地域の活性化 [指標] 県内のサイクルツーリズムモデルルート数 (5ルート(2018年度) → 10ルート(2021年度)) サイクルステーションの設置数 (0箇所(2018年度) → 200箇所(2021年度)) [施策の方向性] 7 サイクルツーリズムの促進 8 自転車の活用による地域の魅力発信 【目標4】自転車・歩行者・自動車が安全に通行する社会づくりの推進 [指標] 自転車関連交通事故の発生件数 (4,383件(2018年) → 4,000件(2021年)) [施策の方向性] 9 安全教育と交通安全指導者の養成 10 点検整備、自転車保険の加入促進など安全通行の確保 11 災害時の自転車活用
第2章 自転車を取り巻く現状と課題 I 自転車の特徴 1 環境にやさしい移動手段 2 体に負担をかけずにエネルギーを消費できる移動手段 3 全ての世代で利用されている移動手段 4 5km以内の短距離では、最も効率的な移動手段 II 自転車の利用状況 1 自転車の利用に関する状況 2 自転車通行空間の整備状況 3 自転車ネットワーク計画の策定状況 4 放置自転車の状況 5 シェアサイクル等の導入状況 6 スポーツへの自転車の利用状況 7 サイクルツーリズムによる観光振興 8 自転車によるまちおこし 9 災害時の自転車利用 10 自転車関連交通事故の状況 11 自転車の交通安全対策 III 県民の自転車利用状況に関するアンケート調査 18歳以上の県民4,000人に対して実施した調査の概要 (回収率44.6%)	

資料：福岡県

2. 自転車に関する北九州市のこれまでの取り組み

2.1 北九州市自転車利用環境計画の策定

「元気発進！北九州プラン」に掲げる「世界の環境首都」にふさわしい交通体系の実現に向け、環境にやさしい自転車の利用環境の向上を図る総合計画として、平成24年11月に「北九州市自転車利用環境計画」を策定しました。

この計画に基づき、自転車通行空間ネットワーク形成などのハード施策に加え、ルール・マナー・教育などのソフト施策に取り組んできました。



図 北九州市自転車利用環境計画

自転車利用促進のためのテーマ

1. 「世界の環境首都」の実現
2. 健康増進
3. 「街なか」の賑わいづくり
4. 自転車のある新しいライフスタイルの創出

自転車利用の促進策

ハード施策

- 自転車通行空間ネットワーク形成
- 駐輪環境形成
- 自転車と公共交通の連携

ソフト施策

- ルール・マナー・教育
- 利用促進
(環境、健康、賑わいづくり・
新しいライフスタイル)

図 北九州市自転車利用環境計画の取り組み

2.2 自転車通行空間ネットワークの形成

本市では、小倉都心など、「自転車利用が多い地区」、「駅に自転車が集中する地区」、「自転車利用を促進する地区」である13の地区を整備拠点に設定し、これら拠点内及び拠点間を結ぶ自転車通行空間を整備することにより、自転車通行空間ネットワークの形成を推進してきました。

設定した13の整備拠点のうち、特に自転車利用の多い7つの地区について、

- ・公共交通、学校、主要商業施設、主な居住地区などを結ぶ地区内の自転車利用の主要路線
- ・自転車関連の事故が多い路線
- ・ネットワークの連続性を確保するために必要な路線

など、整備効果の高い路線を選定して、自転車ネットワーク計画を定め、この計画に基づき、令和元年度末までに約35kmの自転車通行空間の整備が完了しています。

また、7地区以外も含めた市内全体でみると、約40kmの整備が完了しています。

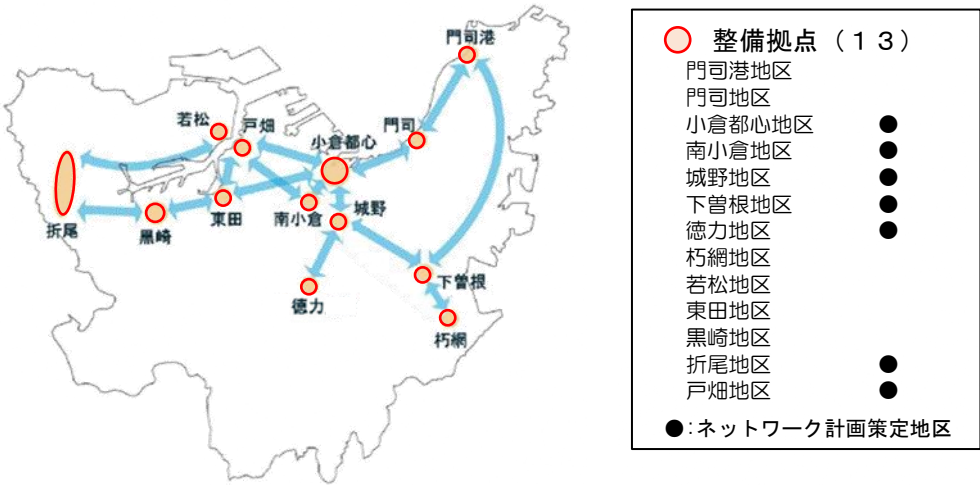


図 自転車通行空間ネットワーク形成のイメージ

区分	自転車道	自転車通行帯	車道混在	自転車歩行者道 (分離タイプ)	
図					計
延長	0.4km	15.4km	14.6km	9.2km	39.6km

図 自転車通行空間の整備実績（令和元年度末時点）

資料：北九州市道路維持課

2.3 駐輪環境の形成

自転車を利用する目的や利用時間等の利用特性に応じた駐輪施設の整備を進め、利用しやすい駐輪環境の形成を図りました。

(1) JR 駅等の交通結節点周辺に設置した駐輪施設

駐輪需要の多い JR 駅やモノレール駅、バス停の周辺に駐輪施設を設置し、周辺の放置自転車を抑制するとともに、自転車と公共交通との円滑な連携の促進を図りました。

＜城野駅南＞



＜下曽根駅北口自転車駐車場＞



＜モノレール旦過駅＞



JR 駅周辺などに設置した駐輪施設

資料：北九州市道路維持課

(2) まちなかに設置した駐輪施設

自転車での来訪者が多く、放置自転車が課題となっていた小倉都心部の旦過地区周辺や、堺町地区に駐輪施設を設置しました。

このうち小文字通りの路上駐輪施設では、買い物目的の駐輪需要に対応するため、短時間利用者向けの料金を設定するなど、利用特性に応じた駐輪施設の確保を推進しました。

＜小文字通り(旦過地区周辺)＞



＜堺町地区＞



まちなかに設置した駐輪施設

資料：北九州市道路維持課

(3) 公共の駐輪施設

表 公共の駐輪施設 (R2.4)

	箇所数	収容台数
市営有料自転車駐車場	24	7,909
市営無料自転車駐車場	47	4,489
その他の駐輪施設※	6	589
計	77	12,987

※小倉北区の旦過地区や堺町地区などに市と民間事業者が協働で設置した駐輪施設

【参考】自転車駐車場の付置義務制度

公共の駐輪施設以外にも、多くの駐輪需要が生じる商業地域・近隣商業地域に新築・増築等を行う一定規模以上の小売店舗については、所定の自転車駐車場を確保するよう条例で義務付けています。

2.4 自転車と公共交通との連携

JR 駅などの交通結節点周辺へ駐輪施設を整備するとともに、シェアサイクルステーションの増設や公共交通との接続強化により、本市のシェアサイクル事業である「シティバイク」の利用促進を図りました。

(1) JR 駅等の交通結節点周辺に設置した駐輪施設（再掲）

(2) シェアサイクルの利便性向上と公共交通との連携強化

本市では、小倉都心部に 7 箇所、東田地区に 3 箇所のシェアサイクルステーションを設置し、平成 22 年 3 月よりシェアサイクル事業「シティバイク」の運用を開始しました。

このシティバイクの利用促進を図るため、小倉都心部において、平成 24 年から平成 25 年にかけて、利用者からの要望を踏まえつつ、商業施設などの集積や公共交通との連携を考慮して、シェアサイクルステーションを 11 箇所増設するとともに、電動アシスト自転車を 130 台追加配置しました。

また、スマートフォンによる一時利用の受付サービスやモノレールの定期利用者に対する割引サービスを導入するなど、シェアサイクルの利便性向上と公共交通との連携強化を図りました。



図 シェアサイクルステーションマップ

＜福岡銀行小倉支店横＞



＜平和通り第1＞



資料：北九州市道路維持課

北九州市自転車活用推進計画

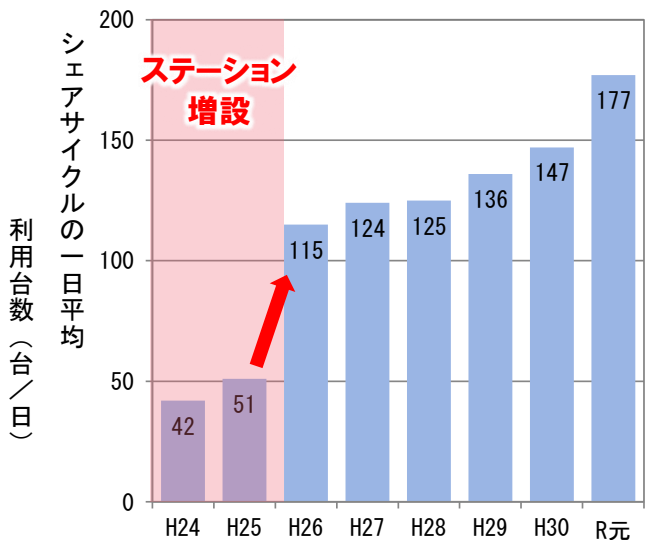


図 シェアサイクルの一日平均利用台数の推移

表 ステーション数と自転車保有台数の推移

	平成 22 年	令和元年
ステーション数	10箇所	20箇所※
自転車台数	116台	246台

※令和元年 12 月に東田地区の 1 箇所を廃止

資料：北九州市道路維持課

サイクル＆モノレールライド実証実験 平成28年6月1日～平成30年3月31日

モノレール定期券で シティバイクがお得!





モノレール・A
シティバイク

モノレール・
シティバイクで
街をエコに
楽しもう!



シティバイクとは
 全長約1.6m・1.8m・2.0m・2.2m・2.4m・2.6m・2.8m・3.0m・3.2m・3.4m・3.6m・3.8m・4.0m・4.2m・4.4m・4.6m・4.8m・5.0m・5.2m・5.4m・5.6m・5.8m・6.0m・6.2m・6.4m・6.6m・6.8m・7.0m・7.2m・7.4m・7.6m・7.8m・8.0m・8.2m・8.4m・8.6m・8.8m・9.0m・9.2m・9.4m・9.6m・9.8m・10.0m・10.2m・10.4m・10.6m・10.8m・11.0m・11.2m・11.4m・11.6m・11.8m・12.0m・12.2m・12.4m・12.6m・12.8m・13.0m・13.2m・13.4m・13.6m・13.8m・14.0m・14.2m・14.4m・14.6m・14.8m・15.0m・15.2m・15.4m・15.6m・15.8m・16.0m・16.2m・16.4m・16.6m・16.8m・17.0m・17.2m・17.4m・17.6m・17.8m・18.0m・18.2m・18.4m・18.6m・18.8m・19.0m・19.2m・19.4m・19.6m・19.8m・20.0m・20.2m・20.4m・20.6m・20.8m・21.0m・21.2m・21.4m・21.6m・21.8m・22.0m・22.2m・22.4m・22.6m・22.8m・23.0m・23.2m・23.4m・23.6m・23.8m・24.0m・24.2m・24.4m・24.6m・24.8m・25.0m・25.2m・25.4m・25.6m・25.8m・26.0m・26.2m・26.4m・26.6m・26.8m・27.0m・27.2m・27.4m・27.6m・27.8m・28.0m・28.2m・28.4m・28.6m・28.8m・29.0m・29.2m・29.4m・29.6m・29.8m・30.0m・30.2m・30.4m・30.6m・30.8m・31.0m・31.2m・31.4m・31.6m・31.8m・32.0m・32.2m・32.4m・32.6m・32.8m・33.0m・33.2m・33.4m・33.6m・33.8m・34.0m・34.2m・34.4m・34.6m・34.8m・35.0m・35.2m・35.4m・35.6m・35.8m・36.0m・36.2m・36.4m・36.6m・36.8m・37.0m・37.2m・37.4m・37.6m・37.8m・38.0m・38.2m・38.4m・38.6m・38.8m・39.0m・39.2m・39.4m・39.6m・39.8m・40.0m・40.2m・40.4m・40.6m・40.8m・41.0m・41.2m・41.4m・41.6m・41.8m・42.0m・42.2m・42.4m・42.6m・42.8m・43.0m・43.2m・43.4m・43.6m・43.8m・44.0m・44.2m・44.4m・44.6m・44.8m・45.0m・45.2m・45.4m・45.6m・45.8m・46.0m・46.2m・46.4m・46.6m・46.8m・47.0m・47.2m・47.4m・47.6m・47.8m・48.0m・48.2m・48.4m・48.6m・48.8m・49.0m・49.2m・49.4m・49.6m・49.8m・50.0m・50.2m・50.4m・50.6m・50.8m・51.0m・51.2m・51.4m・51.6m・51.8m・52.0m・52.2m・52.4m・52.6m・52.8m・53.0m・53.2m・53.4m・53.6m・53.8m・54.0m・54.2m・54.4m・54.6m・54.8m・55.0m・55.2m・55.4m・55.6m・55.8m・56.0m・56.2m・56.4m・56.6m・56.8m・57.0m・57.2m・57.4m・57.6m・57.8m・58.0m・58.2m・58.4m・58.6m・58.8m・59.0m・59.2m・59.4m・59.6m・59.8m・60.0m・60.2m・60.4m・60.6m・60.8m・61.0m・61.2m・61.4m・61.6m・61.8m・62.0m・62.2m・62.4m・62.6m・62.8m・63.0m・63.2m・63.4m・63.6m・63.8m・64.0m・64.2m・64.4m・64.6m・64.8m・65.0m・65.2m・65.4m・65.6m・65.8m・66.0m・66.2m・66.4m・66.6m・66.8m・67.0m・67.2m・67.4m・67.6m・67.8m・68.0m・68.2m・68.4m・68.6m・68.8m・69.0m・69.2m・69.4m・69.6m・69.8m・70.0m・70.2m・70.4m・70.6m・70.8m・71.0m・71.2m・71.4m・71.6m・71.8m・72.0m・72.2m・72.4m・72.6m・72.8m・73.0m・73.2m・73.4m・73.6m・73.8m・74.0m・74.2m・74.4m・74.6m・74.8m・75.0m・75.2m・75.4m・75.6m・75.8m・76.0m・76.2m・76.4m・76.6m・76.8m・77.0m・77.2m・77.4m・77.6m・77.8m・78.0m・78.2m・78.4m・78.6m・78.8m・79.0m・79.2m・79.4m・79.6m・79.8m・80.0m・80.2m・80.4m・80.6m・80.8m・81.0m・81.2m・81.4m・81.6m・81.8m・82.0m・82.2m・82.4m・82.6m・82.8m・83.0m・83.2m・83.4m・83.6m・83.8m・84.0m・84.2m・84.4m・84.6m・84.8m・85.0m・85.2m・85.4m・85.6m・85.8m・86.0m・86.2m・86.4m・86.6m・86.8m・87.0m・87.2m・87.4m・87.6m・87.8m・88.0m・88.2m・88.4m・88.6m・88.8m・89.0m・89.2m・89.4m・89.6m・89.8m・90.0m・90.2m・90.4m・90.6m・90.8m・91.0m・91.2m・91.4m・91.6m・91.8m・92.0m・92.2m・92.4m・92.6m・92.8m・93.0m・93.2m・93.4m・93.6m・93.8m・94.0m・94.2m・94.4m・94.6m・94.8m・95.0m・95.2m・95.4m・95.6m・95.8m・96.0m・96.2m・96.4m・96.6m・96.8m・97.0m・97.2m・97.4m・97.6m・97.8m・98.0m・98.2m・98.4m・98.6m・98.8m・99.0m・99.2m・99.4m・99.6m・99.8m・100.0m・100.2m・100.4m・100.6m・100.8m・101.0m・101.2m・101.4m・101.6m・101.8m・102.0m・102.2m・102.4m・102.6m・102.8m・103.0m・103.2m・103.4m・103.6m・103.8m・104.0m・104.2m・104.4m・104.6m・104.8m・105.0m・105.2m・105.4m・105.6m・105.8m・106.0m・106.2m・106.4m・106.6m・106.8m・107.0m・107.2m・107.4m・107.6m・107.8m・108.0m・108.2m・108.4m・108.6m・108.8m・109.0m・109.2m・109.4m・109.6m・109.8m・110.0m・110.2m・110.4m・110.6m・110.8m・111.0m・111.2m・111.4m・111.6m・111.8m・112.0m・112.2m・112.4m・112.6m・112.8m・113.0m・113.2m・113.4m・113.6m・113.8m・114.0m・114.2m・114.4m・114.6m・114.8m・115.0m・115.2m・115.4m・115.6m・115.8m・116.0m・116.2m・116.4m・116.6m・116.8m・117.0m・117.2m・117.4m・117.6m・117.8m・118.0m・118.2m・118.4m・118.6m・118.8m・119.0m・119.2m・119.4m・119.6m・119.8m・120.0m・120.2m・120.4m・120.6m・120.8m・121.0m・121.2m・121.4m・121.6m・121.8m・122.0m・122.2m・122.4m・122.6m・122.8m・123



図 モノレール定期利用者への割引サービス

スマートフォンで手続きできる一時利用サービス

資料：北九州市道路維持課

2.5 自転車のルール・マナーの啓発

(1) 自転車の交通ルール・マナーに関する啓発

市民自らが安全で安心な交通社会を築くという意識の醸成を図るため、講習会等の啓発活動を実施しています。

表 北九州交通公園における自転車教室等の開催実績（R 元）

	開催回数	参加人数
個人向け教室	49 回	509 人
団体向け教室	100 回	7,135 人
自転車運転免許講習会	9 回	54 人
合計	158 回	7,698 人

<自転車教室>



資料：北九州市安全・安心都市整備課

～～北九州交通公園～～



正しい交通ルールや交通に関する知識を子どもたちが楽しみながら身に付けられる公園です。園内には、北九州市立交通安全センターや自転車走行コースなど様々な施設を備え、専門の指導員が来園者に正しい交通ルールの指導を行っています。

<啓発活動>

- 交通安全運動における街頭啓発
 - ・春、夏、秋、年末の交通安全運動時には、街頭キャンペーンを実施。
- 自転車交通安全キャンペーン
 - ・公共交通施設やショッピングモールなどでチラシや啓発物を配布。
- 自転車交通ルール検定
 - ・「自転車安全利用五則」をまとめたテキスト編を学び、問題編を解く。
（対象：市立の中学 2 年生 約 8,000 人）
- 自転車安全利用のチラシ配布（対象：新小学 1 年生約 8,000 人、新高校 1 年生約 5,200 人）
 - ・市内の新小学 1 年生及び新高校 1 年生へ自転車安全利用のチラシを配布。

(2) 駐輪ルールに関する啓発

主要な駅周辺を中心に、「駐輪指導員」を配置し、自転車利用者に対し、適切な駐輪に関する啓発や駐輪施設への誘導などを実施しています。

そのほか、街頭啓発や新高校1年生への放置自転車に関する啓発パンフレットの配布などを行っています。

＜駐輪ルールの啓発＞



資料：北九州市道路維持課

